

【厚生労働省公表】

トラック運転者を使用する事業場に対する平成28年の監督指導、送検の状況について

はじめに

厚生労働省では、全国の労働局や労働基準監督署などの労働基準監督機関が、平成28年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検の状況を取りまとめました。

この取りまとめの中から、トラックを使用する事業場に対して行われた監督指導や送検の状況について紹介します。

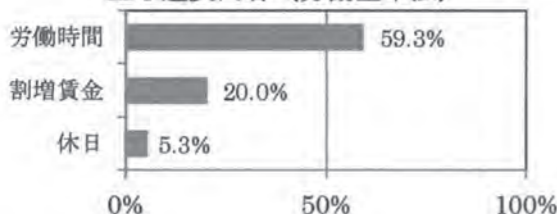
1 監督指導状況

(1) 労働基準関係法令の主な違反内容

※ 以下、表中の () 内は違反率

監督実施事業場数	3,105
労働基準関係法令違反事業場数	2,585 (83.3%)

主な違反内容(労働基準法)



(2) 改善基準告示の主な違反内容

監督実施事業場数	3,105
改善基準告示違反事業場数	2,088 (67.2%)

主な違反内容(改善基準告示違反)



(3) 過去3年間の監督指導状況

	28年	27年	26年
監督実施事業場数	3,105	2,783	2,765
労働基準関係法令違反事業場数	2,585 (83.3%)	2,390 (85.9%)	2,311 (83.6%)

	28年	27年	26年
改善基準告示違反事業場数	2,088 (67.2%)	1,944 (69.9%)	1,845 (66.7%)

(4) 監督指導事例

「長時間労働が行われている」との情報で端緒に、労働基準監督官が事業場へ訪問し監督指導を実施

【概要】

- 運転者の就労実態は、日報とデジタルタコグラフに記録されていたが、拘束時間や休息期間などが集計・管理されていない。
- 監督署で集計したところ、1日の拘束時間が24時間となる日が2日間続くなどのため、1か月の拘束時間が最長400時間程度となっており、また、時間外・休日労働が月100時間を超える運転者が複数認められる。
- 賃金台帳に、労働日数、労働時間数等を記入していない。

【指導内容】

- 36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。
【指導事項】
労働基準法第32条(労働時間)、長時間労働の削減
- 運転者の1日の拘束時間が16時間を超えていること、勤務終了後に連続8時間以上の休息期間を与えていないことについて指導した。
【指導事項】
改善基準告示違反(1日の拘束時間、休息時間)
- 賃金台帳に、労働日数、労働時間数等、法定の事項について記載していないため是正勧告した。
【指導事項】
労働基準法第108条(賃金台帳)

【指導後の会社の取組】

- 運行管理者に対して改善基準告示などの教育を徹底したことに加え、荷主に対して高速道路の利用による運行ルートの見直しについて協議した結果、理解を得られ、事業場に所属するすべての運転者につ

いて、1日の拘束時間が16時間以内となった。

- 運行管理者が、時間外・休日労働が月80時間を超える運転者に対して疲労の蓄積状況等を確認し、希望者には医師による面接指導が受けられる制度を新たに設けた。
 - 賃金台帳に、労働日数、労働時間数等、すべての法定事項を記載した。
- (参考) トラック運転者に係る改善基準告示
・1か月の総拘束時間: 原則293時間以内(労使協定締結の場合、320時間以内)
・1日の総拘束時間: 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内
・休息期間: 連続8時間以上

2 送検の状況

(1) 労働基準関係法令違反により送検した件数

	平成28年	平成27年	平成26年
	54	52	40

(2) 送検事例

<事例1>

運転者に脳・心臓疾患を発症させた事業場において、この運転者等に違法な長時間労働を行わせていたとして送検

【捜査経過】

- 運転者が配送先において、作業中にくも膜下出血を発症したため労災請求が行われた。
- この運転者の発症直前の就労状況を確認した結果、この運転者を含む運転者3名について、36協定の限度時間(1か月100時間)を超え、1か月で最長120時間程度の時間外労働を行っていたことが判明したため送検。

【被疑事実】

- 事業場(法人)及び営業所長
36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。
- 【違反条文】
労働基準法第32条(労働時間)

<事例2>

過去に違法な長時間労働について指導を行っていた事業場に立入調査を実施した結果、同様の法違反を繰り返していたため送検

【捜査経過】

- 立入調査の結果、運転者4名に対して、36協定の限度時間(1か月120時間)を超え、1か月で最長200時間程度の時間外労働を行っていたことが判明した。
- 当該事業場は、直近の立入調査においても、違法な長時間労働については是正勧告を

受けており、一度は是正が図られたものの、短期間に同様の法違反を繰り返し発生させていたことから、悪質と判断し、送検した。

【被疑事実】

- 事業場(法人)及び営業所長
36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。
- 【違反条文】
労働基準法第32条(労働時間)

<事例3>

運転者が死亡する交通災害を発生させた事業場において、この運転者に違法な長時間労働を行わせ、また健康診断を行っていなかったため送検

【捜査経過】

- 積荷を搬送中のトラックが、高速道路において、渋滞中の車に追突し、複数台が絡む玉突き事故を発生させ、その結果、このトラックの運転者が死亡し、複数人が重軽傷を負う事故が発生した。
- この運転者の所属事業場に対する立入調査の結果、死亡した運転者について、
① 事故直近の10日間において、36協定の限度時間を超え、合計約50時間の違法な時間外労働を行っていた
② 午後10時から午前5時までの深夜業を含む業務に常時従事させているのに、6か月以内ごとに1回、法定の健康診断を行っていなかったことが判明し送検した。

【被疑事実】

- 事業場(法人)及び営業所長
36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。
- 【違反条文】
労働基準法第32条(労働時間)
○法定の健康診断を行っていなかったこと。
【違反条文】
労働安全衛生法第66条(健康診断)

3 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果(改善基準告示違反等)を相互に通報しています。

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っています。